

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、二〇二三年度政府予算にかかる意見書

社会の変化に伴って、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきた。その中で我が国の学校教育が作り上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和三年度からの五年間で公立の小学校の学級編制の標準を段階的に四十人から三十五人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。

今後也更なる加配の充実や中学校における三十五人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在教員不足の問題が深刻化しており学校運営の要である教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

よって、国においては、働き方改革の推進及び教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえ計画的に教育行政を進めることができるように、左記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 一 中学校での三十五人学級を早急に実施すること。
- 二 学校の働き方改革・勤務時間の適正化を実現するため、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 三 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充を含め、所与の財政措置を講ずる^{一）}。
- 四 地方自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を理由とした、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

熊本県長洲町議会議長

福永 栄助

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、二〇二三年度政府予算にかかる意見書

社会の変化に伴って、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきた。その中で我が国の学校教育が作り上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和三年度からの五年間で公立の小学校の学級編製の標準を段階的に四十人から三十五人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。今後も更なる加配の充実や中学校における三十五人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在教員不足の問題が深刻化しており学校運営の要である教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

よって、国においては、働き方改革の推進及び教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえ計画的に教育行政を進めることができるように、左記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 一 中学校での三十五人学級を早急に実施すること。
- 二 学校の働き方改革・勤務時間の適正化を実現するため、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 三 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充を含め、所与の財政措置を講ずる^{一）}。
- 四 地方自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を理由とした、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月十六日

財務大臣 鈴木 俊一 様

熊本県長洲町議会議長

福永 栄助

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、二〇二三年度政府予算にかかる意見書

社会の変化に伴って、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきた。その中で我が国の学校教育が作り上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和三年度からの五年間で公立の小学校の学級編制の標準を段階的に四十人から三十五人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。今後も更なる加配の充実や中学校における三十五人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在教員不足の問題が深刻化しており学校運営の要である教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

よって、国においては、働き方改革の推進及び教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえ計画的に教育行政を進めることができるように、左記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 一 中学校での三十五人学級を早急に実施すること。
- 二 学校の働き方改革・勤務時間の適正化を実現するため、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 三 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充を含め、所与の財政措置を講ずる^{一）}。
- 四 地方自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を理由とした、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月十六日

総務大臣 寺田 稔 様

熊本県長洲町議会議長

福永 栄助

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、二〇二三年度政府予算にかかる意見書

社会の変化に伴って、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきた。その中で我が国の学校教育が作り上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和三年度からの五年間で公立の小学校の学級編制の標準を段階的に四十人から三十五人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。今後も更なる加配の充実や中学校における三十五人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在教員不足の問題が深刻化しており学校運営の要である教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

よって、国においては、働き方改革の推進及び教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえ計画的に教育行政を進めることができるように、左記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 一 中学校での三十五人学級を早急に実施すること。
- 二 学校の働き方改革・勤務時間の適正化を実現するため、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 三 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充を含め、所与の財政措置を講ずる^{一）}。
- 四 地方自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を理由とした、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月十六日

文部科学大臣 永岡 桂子 様

熊本県長洲町議会議長

福永 栄助